

## 東大阪市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下、「法」という。）第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業に関し、法第34条の8第2項、第3項及び第4項に規定される東大阪市（以下、「本市」という。）における放課後児童健全育成事業の届出等に関する事項を定めるものとする。

### (意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成27年東大阪市条例第1号。以下、「条例」という。）の例による。

### (事業開始の届出)

第3条 本市の市域において放課後児童健全育成事業を行う者（以下、「事業者」という。）は、法第34条の8第2項に基づき、あらかじめ、児童福祉法施行規則（昭和23年号外厚生省令第11号。以下、「法規則」という。）第36条の32の2の各号に掲げられる事項その他の必要な事項を、次の書類（図面を含む。以下同じ。）により、市長に届け出なければならない。

- (1) 放課後児童健全育成事業開始届（様式第1号）
- (2) 職員名簿（様式第4号）
- (3) 放課後児童支援員の資格証明書等の写し
- (4) 運営規程
- (5) 定款その他の基本約款
- (6) 建物その他設備の図面
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

### (事業変更の届出)

第4条 事業者は、前条第1項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、法第34条の8第3項に基づき、変更後1か月以内に、その旨を、放課後児童健全育成事業変更届（様式第2号）とその他の必要な書類により、市長に届け出なければならない。

### (事業の廃止・休止の届出)

第5条 事業者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、法第34条の8第4項に基づき、あらかじめ、法規則第36条の32の3の各号に掲げられる事項を、放課後児童健全育成事業廃止（休止）届（様式第3号）とその他の必要な書類により、市長に届け出なければならない。

### (基準の遵守)

第6条 事業者は、法第34条の8の2第3項に基づき、条例を遵守しなければならない。

(事故報告)

第7条 事業者は、放課後児童健全育成事業の実施において、次に掲げる重大な事故等が生じた場合は、放課後児童健全育成事業事故報告書(様式第5号)により、速やかに市長に報告しなければならない。

- (1) 死亡事故
- (2) 意識不明の事故
- (3) 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故
- (4) その他市長が報告を求める事故

2 前項に掲げる報告は、第1報は事故発生当日に、第2報は2週間以内に行うものとし、状況の変化や必要に応じて追加の報告を行うものとする。ただし、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成次第、遅滞なく報告しなければならない。

(調査及び立入調査等)

第8条 市長は、法第34条の8の3第1項に基づき、事業者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 市長は、法第34条の8の3第3項に基づき、事業が条例の基準に適合しないと認めるときは、その事業者に対して、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

3 本条に規定する業務を行う職員は、法規則第13号の3様式に規定する身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求されたときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、届出等に必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第7条第1項に基づき、改正後の法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行っている事業者については、本要綱第3条に定める事業開始の届出について、「あらかじめ」とあるのは、「整備法の施行の日から起算して3か月以内に」とする。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。